

失業等の場合の減免判定方法

実際の判定方法について、失業等の場合を例に説明します。

次の①から③の全てに該当した場合、申請日以降の納期に係る保険税が減免されます。

- ① 解雇、会社倒産等、会社都合による退職の場合又は事業の不振や休廃業した場合
 - ・ 定年退職や正当な理由のない自己都合退職、被保険者の責に帰すべき重大な理由による解雇等は対象になりません。
→離職理由は、雇用保険受給資格者証の離職理由コードで確認します。
- ② 平成23年の1月から12月までの世帯の見込所得額が、前年所得金額の70%以下に減少する場合

〔所得額のとらえ方〕

- ・ 見込所得額と前年所得金額は、国民健康保険へ加入していない世帯主と世帯員の所得を含みます。
 - ・ 非自発的失業により保険税の軽減に該当した方の前年給与所得については、その30%に相当する額を前年所得金額とします。また、他の所得がある場合は30%相当額をそれらと合算します。
 - ・ 前年所得に譲渡所得と一時所得がある場合は、それらの所得は除きます。
- ③ 平成23年の1月から12月までの世帯の見込収入額が、最低生活基準額の130%以下に該当する場合

〔収入額のとらえ方〕

- ・ 見込収入額は、国民健康保険へ加入していない世帯主と世帯員の収入を含みます。
- ・ 給与収入は、給与所得控除前の支払額です。
- ・ 年金収入は、公的年金等控除前の支払額です。
- ・ 遺族年金や障害年金等、所得税の非課税・免税所得のほか、雇用保険も対象になります。
- ・ 事業などによる収入は、必要経費を差し引いた後の金額になります。

〔控除する社会保険料等と税金〕

- ・ 社会保険料等…社会保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料
- ・ 税 金…所得税、市県民税※、固定資産税・都市計画税※
※ 印の税額は申請年度の課税額、所得税と社会保険料等は平成23年の1月～12月にかかる分です。

〔最低生活基準額の130%の額〕

- ・ 最低生活基準額は、世帯構成や世帯員の年齢等によって異なります。